

# 第2次宝塚市教育振興基本計画 (後期計画) (案)

(概要版)

令和8年(2026年)3月

宝塚市教育委員会

## 基本目標

### 自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり

#### 【第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）について】

本市では、令和3年（2021年）に策定した第2次宝塚市教育振興基本計画（前期計画）に掲げている「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」という基本目標のもと、市教育委員会と幼稚園や学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの心身の健やかな成長に向けた様々な事業を推進してきました。

前期計画の策定以降、教育を取り巻く環境は大きく変わり、ICTを効果的に活用した教育は不可欠なものとなり、多様性を尊重する現代においては、子どもたちの自尊感情や他者への思いやりなどの人権意識の醸成、多様な背景を持つ子どもたちへの個別最適な学びと協働的な学びの両立が求められています。

また、学校現場では、教職員の時間的・精神的負担の増加や管理職のなり手不足といった問題が生じており、学校運営の課題解決や職場環境の改善が質の高い教育を実現するための鍵となっています。そのほか、子どもの体力向上、社会教育分野における市民の学びの場の充実など、継続的に取り組むべき課題も多く残されています。

このたび策定する第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）では、前期計画から引き続き取り組む施策と、社会の変化や本市の現状を踏まえて取り組む施策を明確にし、子どもたちの心身の健全な発達と社会教育の振興のために尽力する決意をもって、本市の子どもたちの「生きる力」を育み、未来を切り拓く教育を展開してまいります。

## 計画の位置付け

本市では、令和3年度（2021年度）に、教育振興に関する中期的な総合計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「第2次宝塚市教育振興基本計画」を策定し、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を定め、特に前期5年間に力を入れるべき8つの施策を重点施策とし、計画に基づいた各種事業を展開してきました。

このたび、「第2次宝塚市教育振興基本計画」の前期5年間の、令和7年度（2025年度）で終了することから、前期5年間の施策についての総合的な点検・評価を行うとともに、その結果及び市の現状等を踏まえた計画として「第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」を策定しました。

市教育委員会では、今後も、市の最上位計画である「宝塚市総合計画」に定める方向性を尊重しながら、本計画についての市民や学校園への周知を進め、各種事業を展開していきます。

そして、子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組み、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりを目指します。

## 計画の対象期間

第2次宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としています。計画前期の最終年度である令和7年度（2025年度）に見直しを行う規定となっており、このたび、計画後期5年間に取り組むべき教育計画を策定しました。

本計画では、前期計画に引き続き、基本目標を達成するために特に重要と考える8つの施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。

### 重点施策1 幼児期の教育・保育の質を高めます

社会情勢に対応した、現代のニーズに合った教育・保育を推進するために、幼児教育センターが中心となり、「保育・教育アドバイザー」を活用して、幼稚園と保育園の連携や公私立間の連携を強化し、子どもの発達段階に応じた柔軟で一貫性のある保育・教育体制を構築していきます。

### 重点施策2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います

子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラーなどの専門職や関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。また、学校現場での相談支援体制の強化、保護者との連携による包括的支援等、家庭や関係機関と連携し、問題行動やいじめ・不登校の未然防止や早期発見、児童虐待などへの対応に努めます。

特に、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為です。

本市では、本計画の第5章に記載している「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」における5つの柱を軸に施策を展開していくとともに、子どもの権利条約を踏まえ、子どもたち自身の意思表示と尊厳を守り育むことにより、すべての子どもが安心して成長できる取組を進めます。

### 重点施策3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します

子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性等を向上させていくために、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、公開授業や授業改善研修を通じて教職員の授業力を向上させるとともに、ICT教材を活用した授業の補強を行います。

## 重点施策4 子どもの健やかなからだづくりを応援します

元気で、活力に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」に基づく指導や運動プログラムの充実を図り、子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授業サポーターの派遣に加え、多様な運動機会を提供し、地域スポーツクラブとも連携することで、運動習慣の促進と楽しさを実感できる環境を整備します。

## 重点施策5 子ども・教職員の人権意識を高めます

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を養うため、様々な人権について理解し、物事を多面的・多角的に捉え、自らの生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。また、教職員の子どもの権利に対する理解促進と、子どもの意見を尊重する学校運営に取り組み、すべての子どもが自分らしく学び、安心して成長できる環境を整えます。

## 重点施策6 ICT環境を活用した教育を展開します

子どもたちの多様なニーズに応じた個別最適化された学びを実現するために、課題や目的に応じて身近なICTを活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。また、授業の効率化を図るとともに、協働学習や参加型の授業におけるICTの効果的な活用を推進します。さらに、情報モラル教育の充実やSNSなどでのいじめ対策の徹底を通じて、安全にデジタル環境を利用する力を育みます。

## 重点施策7 読書活動を推進します

読書を通じて、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

このため、図書館の活用を促進し、子どもたちが気軽に本に触れる機会を増やしていきます。また、子どもたち一人ひとりの読書活動の支援や興味を持ってもらえるような工夫、読書を生涯にわたる習慣として定着させる取組等を進めます。

## 重点施策8 学校・家庭・地域の連携を強めます

より全市的・機能的に学校と家庭・地域が連携・協働でき、子どもを育てることができる仕組みへと発展させるため、保護者会や地域支援組織との情報共有を図り、学校園への支援体制を強化します。また、学校と家庭・地域のニーズ等を調整するコーディネーターの存在が大切であり、その人材の発掘に引き続き取り組みます。

また、コミュニティ・スクールの機能強化に向けて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、地域との包括的な関係構築を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を強化します。

## 施策の体系

本計画では、「基本目標」を実現するための「教育の方向性」と「基本方針」を定め、個別の施策を「今後5年間に於いて取り組む各施策」として42施策に整理し、体系化しています。

### 教育の方向性Ⅰ 子どもの「生きる力」を育む

#### 基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

自分と他人を大切にできる子どもの育成を目指し、人格形成の基礎である幼児期教育の充実、保幼小中の連携に取り組めます。また、一人ひとりが大切にされる共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に努めるとともに、子どもの問題行動、いじめや不登校などに対しては、学校園と市教育委員会、スクールロイヤーやスクールカウンセラー等の専門職が連携した速やかな対応とともに、適切に支援できる体制を整備し、いじめの未然防止や、一人ひとりの子どもたちにとっての居場所づくりを進めます。

- 施策(1) 幼児期の教育・保育の質を高めます【重点施策1】
- 施策(2) 特別支援教育を充実させます
- 施策(3) 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います【重点施策2】
- 施策(4) 学びの機会均等を保障します

#### 基本方針2 確かな学力の定着を図るとともに探究的な学びを進めます

基礎基本の学力とともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等、学びの充実に取り組み、グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、既存の様々な枠を超えて活躍できる人材の育成を図るため、各学校が地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。また、教材や指導内容の創意工夫により、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めるとともに、教職員の授業力向上のため、研修・研究体制を充実させます。

- 施策(1) 基礎基本を確実に定着させます
- 施策(2) 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します【重点施策3】
- 施策(3) 探究を通して「自ら学び自ら考える力」を育みます

#### 基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

体力向上のための幼稚園・小学校・中学校を通じた取組と合わせて、学校給食を通じた食育の推進により、健康で豊かな心身を培う教育を進めるとともに、規律正しい生活に向けた基本的な生活習慣の確立を目指し、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。

- 施策(1) 子どもの健やかなからだづくりを応援します【重点施策4】
- 施策(2) 子どもの心身の健康的な成長と発達を支援します
- 施策(3) 発達段階に応じた体験活動を充実させます
- 施策(4) 安全・安心な学校給食を提供します
- 施策(5) 部活動の地域展開を推進します

#### 基本方針4 命の大切さや多様性について理解し、思いやりの心を持つ子どもを育てます

変化の激しい現代社会においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、子どもたちの自立の精神を培うとともに、教職員の人権意識を高める取組を進めます。また、地域と連携した防災訓練の実施等により、防災や福祉の分野で特に必要な「助け合い」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

施策(1) 子ども・教職員の人権意識を高めます【重点施策5】

施策(2) 防災教育を充実させます

施策(3) 福祉教育を充実させます

#### 基本方針5 未来を切り拓く子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに変化する課題に対し、子どもたちが将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎となる知識や能力を育成し、未来を切り拓く子どもたちを育てます。また、GIGAスクール構想による児童生徒用タブレット端末を効果的に活用し、子どもたちの学びの基盤となる情報活用能力の育成に努めます。

施策(1) 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育を推進します

施策(2) 子どもの理数科目に対する関心と学習意欲を高めます

施策(3) ICT環境を活用した教育を展開します【重点施策6】

施策(4) 社会とつながって自分らしく生きるためのキャリア教育を推進します

施策(5) 環境教育を定着させます

#### 基本方針6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。より深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。そのため、読書活動の推進をはじめ、学校園では各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めるとともに、幼少期から読書に親しむことで、生涯学習につながる読書活動の基礎の定着につなげます。

施策(1) 読書活動を推進します【重点施策7】

### 教育の方向性Ⅱ 学校園、教職員の教育力を高める

#### 基本方針7 学校園の組織の充実を図ります

子どもが社会を生き抜くために必要な資質・能力を一貫して身に付けていくためには、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の各校種間で全期間を通じた教育の連携が重要です。学校組織が「チーム」として子どもたちを見守り、多職種の専門家や関係機関とも連携しながら課題解決に取り組みます。また、教職員の健康の維持増進や子どもに向き合う時間の確保などを目的に、職場環境の改善や校務DXを推進します。

施策(1) 保幼小中の連携教育を進めます

施策(2) 学校園での教育研究活動を促進します

施策(3) 教職員の働き方改革と教育改革を推進します

施策(4) 学校と多職種の専門職との連携により子どもたちを見守り、課題の解決に取り組めます

#### 基本方針8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質・能力の向上、人材育成は欠かすことのできないものです。研修の開催や自主研修の場の確保のほか、日常的な教員同士の授業公開の推進などにおいて、教員の指導力向上を支援します。あわせて、管理職候補の育成や管理職の負担軽減を進めます。また、日頃から子どもたちの気持ちを受け止め、理解することを教育の中心に据えて、子どもたちの可能性を開花させる教育を進めます。

- 施策(1) 教員の授業力向上を図ります
- 施策(2) 管理職の育成や、管理職の負担軽減を図ります
- 施策(3) 子どもたちと向き合い、子ども理解を深めます

#### 基本方針9 安全・安心な学校園の整備を進めます

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりが求められるなか、令和3年に学校施設の維持管理に係るトータルコストの抑制と平準化のために策定した宝塚市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修に取り組んでいます。引き続き、校舎や屋内運動場の改修・改築をはじめ、空調などの設備更新やバリアフリー化等の整備を計画的に進めます。

- 施策(1) 学校園施設等の安全・安心な環境を整備します

#### 基本方針10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

I C Tを活用した授業実践や、インターネットを介した遠隔授業、教科学習ソフトの利活用などを積極的に進めます。また、義務教育9年間を見通した学校教育の在り方については、保護者や地域と課題を共有し、校区の見直しや学校園の適正規模化と合わせて検討します。

- 施策(1) 学校園の適正規模及び適正配置など、教育環境の整備を進めます
- 施策(2) I C T環境の整備を進めます

### 教育の方向性Ⅲ 市民全体で子どもを応援する

#### 基本方針11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

学校と家庭、地域の相互連携により、地域の教育力を活かすとともに、地域の教育力を高める取組を進めています。学校園が地域の核となりながら、学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力して、子どもたちの成長に関わり、豊かな成長へと導けるよう支援します。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めます。

- 施策(1) 学校・家庭・地域の連携を強めます【重点施策8】
- 施策(2) 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します
- 施策(3) 子育て応援事業を充実させます
- 施策(4) 伝統・文化等に関する教育に取り組みます

## 教育の方向性Ⅳ 生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する

### 基本方針 12 学びをまちづくりに活かします

生涯学習に対する市民ニーズの多様化、高度化に伴い、学習機会の提供や情報発信、施設の整備を実施しています。引き続き様々な学習ニーズに応える事業を充実するとともに、これらの学びの成果により、地域全体で多様な人材を育成し、子どもを育み、すべての人にやさしいまちを創り上げていきます。

施策(1) 誰もが学べる場と機会を整え、学びあいを通じて地域を考えます

施策(2) 人と人とのつながりを築きます

### 基本方針 13 魅力ある図書館づくりを進めます

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や情報の収集と提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援するとともに、学校や家庭、関係機関などと連携して、子どもの読書環境の充実に努めます。また、新たな取組として、より多くの市民に活用いただけるよう、家庭や学校・職場に次ぐ居場所（第三の場）としての機能の充実を図ります。

施策(1) 図書館の市民利用の拡大に努めます

### 基本方針 14 ふるさと宝塚の文化遺産を守り、活用します

文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、これらの資料を、歴史民俗資料館やたからづかデジタルミュージアム等の活用により情報発信に努めます。また、宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、身近に感じ、誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう学習機会の充実を図り、ふるさと意識の向上に努めます。

施策(1) 文化遺産の保全継承と活用に努めます

施策(2) 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

### 基本方針 15 市民のスポーツライフを支援します

スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦してもらうことを、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでもらうことを目標とし、生涯スポーツ人口の底上げを図ります。さらに、個々の理想とするスポーツライフの充実を目指します。

施策(1) スポーツ環境の整備に努めます

施策(2) スポーツ機会の提供に努め、スポーツ活動の活性化を図ります

## 第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）（案）【概要版】

発行：宝塚市教育委員会

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1 TEL 0797-77-2025